○厚生労働省告示第百二十一号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、並びに障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項第一号及び第三十条第三項第一号の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月十四日

厚生労働大臣　小宮山洋子

第一号中「第17まで」を「第16まで」に改める。

別表第１の１のハの⑴中「105単位」を「104単位」に改め、同ハの⑵中「１時間未満」を「45分未満」に、「197単位」を「151単位」に改め、同ハの⑶中「１時間以上１時間30分未満」を「45分以上１時間未満」に、「276単位」を「195単位」に改め、同ハの⑷中「346単位」を「308単位」に、「所要時間30分」を「所要時間15分」に、「70単位」を「35単位」に改め、同⑷を同ハの⑹とし、同ハの⑶の次に次のように加える。

⑷　所要時間１時間以上１時間15分未満　236単位

(5)　所要時間１時間15分以上１時間30分未満の場合　273単位

別表第１の１の二中「105単位」を「104単位」に、「197単位」を「195単位」に、「276単位」を「273単位」に、「346単位」を「343単位」に改め、同１の注１中「指定居宅介護事業所等」を「基準該当居宅介護事業所」に、「指定居宅介護等」を「基準該当居宅介護」に改め、同１の注２中「指定相談支援事業所」を「指定地域移行支援事業所（障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定相談基準」という。）第３条に規定する指定地域移行支援事業所をいう。）、指定地域定着支援事業所（指定相談基準第40条において準用する指定相談基準第３条に規定する指定地域定着支援事業所をいう。）、指定特定相談支援事業所（障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第３条に規定する指定特定相談支援事業所をいう。）及び指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第３条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。）」に、「指定居宅介護等」を「指定居宅介護又は基準該当居宅介護（以下「指定居宅介護等」という。）」に改め、同１の注５の(2)の(1)及び注６の(2)の(1)中「630単位」を「625単位」に改め、同１の注13中「指定居宅介護事業所等」を「指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）」に改め、同１の注15中「第10」を「第９」に改め、「若しくは旧法施設支援（法附則第20条に規

定する旧法施設支援をいう。以下同じ。）を受けている間」を削り、「児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）に入所（通所による入所を含む。）している」を「指定通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の５の３第１項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）若しくは指定入所支援（同法第24条の２第１項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）を受けている」に改め、同表第１に次のように加える。

４　喀痰吸引等支援体制加算　　100単位

注　指定居宅介護事業所等において、喀痰吸引等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第２条第２項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。）が必要な者に対して、登録特定行為事業者（同法附則第20条第２項において準用する同法第19条に規定する登録特定行為事業者をいう。以下同じ。）の認定特定行為業務従事者（同法附則第３条第１項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１の注12の(1)の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。

５　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人

国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。６において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から４までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

６　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、１から４までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、５の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第２の１のイ中「183単位」を「181単位」に改め、同１のロ中「274単位」を「271単位」に改め、同１のハ中「365単位」を「362単位」に改め、同１のニ中「456単位」を「452単位」に改め、同１のホ中「547単位」を「542単位」に改め、同１のく中「638単位」を「632単位」に改め、同１のト中「729単位」を「723単位」に改め、同１のチ中「814単位」を「808単位」に改め、同１のリ中「1,495単位」を「1,488単位」に、「86単位」を「85単位」に改め、同１のヌ中「2,178単位」を「2,163単位」に、「81単位」を「80単位」に改め、同１のル中「2,831単位」を「2,809単位」に改め、同１のヲ中「3,514単位」を「3,491単位」に、「81単位」を「80単位」に改め、同１の注５中「第９」を「第８」に改め、同１の注12中「第10」を「第９」に改め、「又は旧法施設支援を受けている間」を削り、同表第２に次のように加える。

５　喀痰吸引等支援体制加算　　100単位

注　指定重度訪問介護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１の注９の(1)の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。

６　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等（国、のぞみの

園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。７において同じ。）が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

７　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、１から５までにより算定した単位数の1000分の26に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、６の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第３の１の注10中「若しくは旧法施設支援を受けている間」を加え、「児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している」を「指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている」に改め

同表第３に次のように加える。

４　喀痰吸引等支援体制加算　100単位

注　指定同行援護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１の注７の⑴の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。

５　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。６において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から４までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(II)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(III)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

６　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、１から４までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、５の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第４の１のイ甘「254単位」を「251単位」に改め、同１のロ甘「402単位」を「398単位」に改め、同１のく甘「584単位」を「579単位」に改め、同１のニ甘「732単位」を「726単位」に改め、同１のホ甘「880単位」を「872単位」に改め、同１のく甘「1,028単位」を「1,019単位」に改め、同１のト甘「1,176単位」を「1,166単位」に改め、同１のチ甘「1,324単位」を「1,313単位」に改め、同１のリ甘「1,472単位」を「1,460単位」に改め、同１のヌ甘「1,620単位」を「1,607単位」に改め、同１のル甘「1,768単位」を「1,753単位」に改め、同１のヲ甘「1,916単位」を「1,900単位」に改め、同１のワ甘「2,064単位」を「2,047単位」に改め、同１のカ甘「2,212単位」を「2,194単位」に改め、同１のヨ甘「2,360単位」を「2,341単位」に改め、同１のタ甘「2,508単位」を「2,487単位」に改め、同１の注９甘「若しくは旧法施設支援を受けている間」を加え、「児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している」を「指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている」に改め、同

表第４に次のように加える。

４　喀痰吸引等支援体制加算　100単位

注　指定行動援護事業所等において、喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１の注６の⑴の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。

５　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。６において同じ。）が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から４までにより算定した単位数の1000分の103に相当す

る単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

６　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、１から４までにより算定した単位数の1000分の34に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、５の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第５の１のイ及びロを次のように改める。

イ　療養介護サービス費

(1)　療養介護サービス費(Ⅰ)

(一)　利用定員が40人以下　896単位

(二)　利用定員が41人以上60人以下　877単位

(三)　利用定員が61人以上80人以下　861単位

(四)　利用定員が81人以上　850単位

(2)　療養介護サービス費(Ⅱ)

(一)　利用定員が40人以下　653単位

㈡　利用定員が41人以上60人以下　623単位

㈢　利用定員が61人以上80人以下　599単位

㈣　利用定員が81人以上　586単位

(3)　療養介護サービス費(Ⅲ)

㈠　利用定員が40人以下　516単位

㈡　利用定員が41人以上60人以下　491単位

㈢　利用定員が61人以上80人以下　480単位

㈣　利用定員が81人以上　472単位

(4)　療養介護サービス費(Ⅳ)

㈠　利用定員が40人以下　413単位

㈡　利用定員が41人以上60人以下　381単位

㈢　利用定員が61人以上80人以下　368単位

㈣　利用定員が81人以上　359単位

(5)　療養介護サービス費(Ⅴ)

㈠　利用定員が40人以下　413単位

㈡　利用定員が41人以上60人以下　381単位

㈢　利用定員が61人以上80人以下　368単位

㈣　利用定員が81人以上　359単位

ロ　経過的療養介護サービス費

⑴　経過的療養介護サービス費(Ⅰ)

㈠　利用定員が40人以下　867単位

㈡　利用定員が41人以上60人以下　867単位

㈢　利用定員が61人以上80人以下　861単位

㈣　利用定員が81人以上　850単位

⑵　経過的療養介護サービス費(Ⅱ)　586単位

別表第５の１のくからけまでを削り、同１の注１ロ「からニ」を「の⑴から⑷」に、「又は⑵」を「から⑶まで」に改め、同注１の⑵の次に次のように加える。

⑶　平成24年３月31日において現に存する重症心身障害児施設（障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第５条による改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第43条の４に規定する重症心身障害児施設をいう。以下同じ。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第

７条第６項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）に入院した者であって、平成24年４月１日以降指定療養介護事業所（指定障害福祉サービス基準第50条第１項に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。）を利用するものであること。

別表第５の１の注２中「ホ」を「イの⑸」に改め、同１の注３中「イ」の下に「の⑴」を、「注２」の下に「、注８又は注９」を加え、「注７まで」を「注８まで及び４の注１及び注２」に改め、「（指定障害福祉サービス基準第50条第１項に規定する指定療養介護事業所をいう。以下同じ。）」を削り、同１の注４中「ロ」を「イの⑵」に改め、同１の注５中「ハ」を「イの⑶」に改め、同１の注６中「ニ」を「イの⑷」に改め、「指定障害福祉サービス基準附則第３条第１項の規定による従業者を配置した」を削り、同１の注７中「ホ」を「イの⑸」に改め、同１の注８中「からホまで」を「又はロ」に改め、同注８を同１の注10とし、同１の注７の次に次のように加える。

８　ロの⑴については、平成24年３月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所の中で、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位において、平成24年３月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年４月１日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定す

る。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

9　ロの⑵については、平成24年３月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所（注８に適合する指定療養介護の単位を除く。）において、平成24年３月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年４月１日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、平成24年12月31日までの間、１日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

別表第５に次のように加える。

４　人員配置体制加算

イ　人員配置体制加算(I)

⑴　利用定員が61人以上80人以下　６単位

⑵　利用定員が81人以上　17単位

ロ　人員配置体制加算(II)

⑴　利用定員が40人以下　170単位

⑵　利用定員が41人以上60人以下　200単位

⑶　利用定員が61人以上80人以下　224単位

⑷　利用定員が81人以上　237単位

注１　イについては、１の注８に適合する指定療養介護の単位であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護の単位（平成24年３月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関が指定療養介護事業所に転換する場合に限る。）において平成24年３月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年４月１日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算する。

２　ロについては、１の注４に適合する指定療養介護の単位であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たもの（平成24年３月31日において現に存する重症心身障害児施設又は指定医療機関から転換する指定療養介護事業所

の指定療養介護の単位に限る。）において、平成24年３月31日において現に存する重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年４月１日以降指定療養介護事業所を利用するものに対して、指定療養介護の提供を行った場合に、当分の間、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の指定療養介護の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を加算する。

５　障害福祉サービスの体験利用支援加算　300単位

注　指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援（指定相談基準第１条第９号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）の障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定相談基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

⑴　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合

⑵　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者（障害者自立支援法第51条の14第１項に規定する指定一般相談支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整そ

の他の相談援助を行った場合

6　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。７において同じ。）が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から５までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

7　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、１から５までにより算定した単位数の1000分の５に相当す

る単位数を所定単位数に加算する。ただし、６の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第６の１のイの(1)の㈠中「1,299単位」を「1,288単位」に改め、同(1)の㈡中「981単位」を「973単位」に改め、同(1)の㈢中「703単位」を「697単位」に改め、同(1)の㈣中「635単位」を「629単位」に改め、同(1)の㈤中「583単位」を「578単位」に改め、同イの(2)の㈠中「1,170単位」を「1,160単位」に改め、同(2)の㈡中「884単位」を「876単位」に改め、同(2)の㈢中「633単位」を「627単位」に改め、同(2)の㈣中「572単位」を「567単位」に改め、同(2)の㈤中「525単位」を「520単位」に改め、同イの(3)の㈠中「1,138単位」を「1,128単位」に改め、同(3)の㈡中「854単位」を「847単位」に改め、同(3)の㈢中「604単位」を「599単位」に改め、同(3)の㈣中「538単位」を「533単位」に改め、同(3)の㈤中「494単位」を「490単位」に改め、同イの(4)の㈠中「1,090単位」を「1,081単位」に改め、同(4)の㈡中「825単位」を「818単位」に改め、同(4)の㈢中「589単位」を「584単位」に改め、同(4)の㈣中「533単位」を「528単位」に改め、同(4)の㈤中「481単位」を「477単位」に改め、同イの(5)の㈠中「1,076単位」を「1,067単位」に改め、同(5)の㈡中「811単位」を「804単位」に改め、同(5)の㈢中「576単位」を「571単位」に改め、同(5)の㈣中「518単位」を「513単位」に改め、同(5)の㈤中「466単位」を「462単位」に改め、同１のロの(1)中「728単位」を「722単位」に改め、同ロの(2)中「884単位」を「876単位」に改め、同ロの次に次のように加える。

ハ　経過的生活介護サービス費　別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表（第10において「障害児入所給付費単位数表」という。）の第１に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の94を乗じて得た単位数

別表第６の１の注１中「⑷まで」を「⑸まで」に改め、「（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第１号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）」を削り、「第214条第１項」を「第215条第１項」に、「第12から第16まで」を「第11から第15まで」に改め、「に応じ」の下に「（⑸に該当する場合にあっては、区分５とみなして、利用定員に応じ）」を加え、同注１の㈡中「第11」を「第10」に、「⑵、⑶及び⑷において」を「以下」に改め、同注１に次のように加える。

⑸　別に厚生労働大臣が定める者であって、区分１から区分６までのいずれにも該当しないもの

別表第６の１の注５中「又は旧法施設支援を受けている間」を削り、同注５を同１の注８とし、同１の注４を同１の注５とし、同１の注３の次に次のように加える。

４　ハについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定生

活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

別表第６の１の注５の次に次のように加える。

６　イ及びロについては、指定障害福祉サービス基準第89条第３号（指定障害福祉サービス基準第223条において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

７　一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定生活介護事業所等」という。）において、指定生活介護等を行った場合には、所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定する。

別表第６の２のイの⑴中「60人」を「20人」に改め、同イの⑵中「246単位」を「197単位」に改め、同⑵を同イの⑶とし、同イの⑴の次に次のように加える。

⑵　利用定員が21人以上60人以下　212単位

別表第６の２のロの⑴中「60人」を「20人」に改め、同ロの⑵中「166単位」を「125単位」に改め、同⑵を同ロの⑶とし、同ロの⑴の次に次のように加える。

⑵　利用定員が21人以上60人以下　136単位

別表第６の２のくの(1)中「60人」を「20人」に改め、同くの(2)中「44単位」を「33単位」に改め、同(2)を同くの(3)とし、同くの(1)の次に次のように加える。

(2)　利用定員が21人以上60人以下　38単位

別表第６の２の注３の次に次のように加える。

４　平成24年４月１日から平成25年３月31日までの間は、イについては、利用定員が21人以上60人以下の場合は239単位、利用定員が61人以上の場合は221単位、ロについては、利用定員が21人以上60人以下の場合は154単位、利用定員が61人以上の場合は141単位、ハについては、利用定員が21人以上60人以下の場合は43単位、利用定員が61人以上の場合は37単位とし、平成25年４月１日から平成26年３月31日までの間は、イについては、利用定員が21人以上60人以下の場合は225単位、利用定員が61人以上の場合は209単位、ロについては、利用定員が21人以上60人以下の場合は145単位、利用定員が61人以上の場合は133単位、ハについては、利用定員が21人以上60人以下の場合は41単位、利用定員が61人以上の場合は35単位とする。

別表第６の３の注１中「指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定生活介護事業所等」という。）」を「指定生活介護事業所等」に改め、同表第６の４の注中「視覚障害者等の数を30」を「利用者の数を50」に改め、同表第６の８の注の(5)中

「指定相談支援事業者」を「指定特定相談支援事業者」に、「第32条第１項」を「第51条の17第１項第１号」に改め、同表第６の10の注中「第17条第１項第１号」を「第17条第１号」に、「第５条第18項第２号」を「第５条第22項第２号」に、「第17条第１項第４号」を「第17条第４号」に、「第17条第１項第２号」を「第17条第２号」に、「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同表第６に次のように加える。

11　延長支援加算

⑴　延長時間１時間未満の場合　61単位

⑵　延長時間１時間以上の場合　92単位

注　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。以下この注において同じ。）に対して、生活介護計画等に基づき指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等を受けた利用者に対し、当該指定生活介護等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算する。

12　送迎加算　27単位

注１　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設（国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所

又は指定障害者支援施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。以下この12において同じ。）に対して、その居宅と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

２　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しており、かつ、区分５若しくは区分６に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、さらに片道につき所定単位数に14単位を加算する。

13　障害福祉サービスの体験利用支援加算　300単位

注　指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

⑴　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合

⑵　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

14　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から13までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

15　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等

又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、１から13までにより算定した単位数の1000分の６に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の９に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第７を削る。

別表第８の１のイの(1)の㈠中「890単位」を「882単位」に改め、同(1)の㈡中「757単位」を「750単位」に改め、同(1)の㈢中「624単位」を「619単位」に改め、同(1)の㈣中「562単位」を「557単位」に改め、同(1)の㈤中「490単位」を「486単位」に改め、同イの(2)の㈠中「581単位」を「576単位」に改め、同(2)の㈡中「509単位」を「504単位」に改め、同(2)の㈢中「307単位」を「304単位」に改め、同(2)の㈣中「231単位」を「229単位」に改め、同(2)の㈤中「166単位」を「164単位」に改め、同イの(3)の㈠中「757単位」を「750単位」に改め、同(3)の㈡中「593単位」を「588単位」に改め、同(3)の㈢中「490単位」を「486単位」に改め、同イの(4)の㈠中「509単位」を「504単位」に改め、同(4)の㈡中「269単位」を「266単位」に改め、同(4)の㈢中「166単位」を「164単位」に改め、同１のロの(1)中「2,600単位」を「2,579単位」に改め、同ロの(2)中「2,400単位」を「2,380単位」に改め、同ロの(3)中「1,400単位」を「1,388単位」に改め、同１のハの(1)中「2,480単位」を「2,460単位」に改め、同ハの(2)中「2,270単位」を「2,251単位」に改め、同ハの(3)中「1,300単位」を「1,289単位」に改め、同

１のくに次のように加える。

⑷　医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)　1,719単位

⑸　医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)　1,587単位

⑹　医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)　925単位

別表第８の１のニの⑴中「757単位」を「750単位」に改め、同ニの⑵中「231単位」を「229単位」に改め、同１の注１中「第８」を「以下この第７」に改め、同１の注２中「第12」を「第11」に、「第13」を「第12」に、「第14」を「第13」に、「第15」を「第14」に、「、第16」を「又は第15」に改め、「又は通所による旧法施設支援」を削り、同１の注４中「指定児童デイサービス」を「指定通所支援」に改め、「又は児童福祉施設に通所した日」を削り、同１の注14中「障害福祉サービス」の下に「又は指定通所支援若しくは指定入所支援」を加え、「若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している間」を削り、「⑵又は⑷」を「⑵若しくは⑷又はハの⑷、⑸若しくは⑹」に改め、同注14を同１の注17とし、同１の注13を同１の注16とし、同１の注12中「基準該当児童デイサービス」を「基準該当通所支援（児童福祉法第21条の５の４第１項第２号に規定する基準該当通所支援をいう。）」に改め、同注12を同１の注15とし、同１の注11を同１の注14とし、同１の注10の次に次のように加える。

11　ハ⑷については、指定生活介護等、第11の１の注１に規定する指定自立訓練（機能訓練

）等、第12の１の注１に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第13の１の注１に規定する指定就労移行支援等、第14の１の注１に規定する指定就労継続支援Ａ型等、第15の１の注１に規定する指定就労継続支援Ｂ型等又は指定通所支援を利用した日において、第５の１の注１の⑴若しくは⑵に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

12　ハ⑸については、指定生活介護等、第11の１の注１に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第12の１の注１に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第13の１の注１に規定する指定就労移行支援等、第14の１の注１に規定する指定就労継続支援Ａ型等、第15の１の注１に規定する指定就労継続支援Ｂ型等又は指定通所支援を利用した日において、第５の１の注１の⑴若しくは⑵に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

13　ハ⑹については、指定生活介護等、第11の１の注１に規定する指定自立訓練（機能訓練

）等、第12の１の注１に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第13の１の注１に規定する指定就労移行支援等、第14の１の注１に規定する指定就労継続支援Ａ型等、第15の１の注１に規定する指定就労継続支援Ｂ型等又は指定通所支援を利用した日において、区分１又は障害児程度区分１以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分１若しくは障害児程度区分１以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

別表第８の３の注中「第９」を「第８」に改め、同表第８の４中「130単位」を「320単位」に改め、同表第８の５のロの次に次のように加える。

ハ　医療連携体制加算(Ⅲ)　500単位

ニ　医療連携体制加算(Ⅳ)　100単位

別表第８の５の注１及び注２中「ただし、」の下に「１のロの医療型短期入所サービス費若しくは１のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者、」を加え、「第12」を「第11」に改め、同５の注２の次に次のように加える。

３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のロの医療型短期入所サービス費又は１のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

４　ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、１のロの医療型短期入所サービス費若しくは１のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又はイ若しくはロの算定対象となる利用者については、算定しない。

別表第８の８の注４「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同表第８に次のように加える。

９　緊急短期入所体制確保加算　40単位

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所（空床利用型事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第２項に規定する空床利用型事業所をいう。10において同じ。）を除く。）において、指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、当該事業所において、連続する３月において10の緊急短

期入所受入加算を算定しなかった場合には、当該連続する３月の最終月の翌月から３月の間に限り算定しない。

10　緊急短期入所受入加算

イ　緊急短期入所受入加算(I)　60単位

ロ　緊急短期入所受入加算(II)　90単位

注１　イについては、１のイの福祉型短期入所サービス費及び９の緊急短期入所体制確保加算を算定している場合であって、指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日）を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、当該事業所において、連続する３月において緊急短期入所受入加算を算定しなかった場合には、当該連続する３月の最終月の翌月から３月の間に限り、算定しない。

２　ロについては、１のロの医療型短期入所サービス費若しくは１のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している空床利用型事業所又は１のロの医療型短期入所サービス費若しくは１のハの医療型特定短期入所サービス費及び９の緊急短期入所体制確保加算を算定

している空床利用型事業所以外の事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日から起算して７日を限度として、１日につき所定単位数を加算する。ただし、空床利用型事業所以外の事業所にあっては、当該事業所において、連続する３月において緊急短期入所受入加算を算定しなかった場合には、当該連続する３月の最終月の翌月から３月の間に限り、算定しない。

11　特別重度支援加算

イ　特別重度支援加算(I)　388単位

ロ　特別重度支援加算(II)　120単位

注１　イについては、１のロの医療型短期入所サービス費又は１のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。

２　ロについては、１のロの医療型短期入所サービス費又は１のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定短期入所を行った場合に、１日につき所定単位数を算定する。ただし、イの特別重度支援加算(I)を算定している場合には、算定しない。

12　送迎加算　186単位

注　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定短期入所事業所（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者に対して、その居宅と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

13　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から12までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数（共同生活介護事業所（単独型事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第３項に規定する単独型事業所をいう。14において同じ。）を除く。）において行う場合にあって

は1000分の30に相当する単位数、指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第１項第１号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（同項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）において行う場合（単独型事業所を除く。）にあっては1000分の23に相当する単位数、共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の69に相当する単位数、単独型事業所において行う場合にあっては1000分の17に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

14　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合に、１から12までにより算定した単位数の1000分の９に相当する単位数（共同生活介護事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあっては1000分の10に相当する単位数、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合については1000分の８に相当する単位数、共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。

）において行う場合については1000分の23に相当する単位数、単独型事業所において行う場合については1000分の６に相当する単位数）を加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第８を別表第７とする。

別表第９を次のように改め、同表第９を同表第８とする。

第８　重度障害者等包括支援

１　重度障害者等包括支援サービス費

イ　１月に指定重度障害者等包括支援（指定障害福祉サービス基準第126条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）として提供された障害福祉サービスについて別に厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数（以下「実績単位数」という。）が、１月につき市町村が別に厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数に当該月の日数（当該月において当該支給決定が効力を有する期間の日数に限るものとし、当該月における入院期間（入院の初日及び最終日を除く。）を除く。）を乗じて得た単位数（以下「支給決定単位数」という。）の100分の95以上である場合　支給決定単位数

ロ　実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合　実績単位数に95分の100を乗じて得た単位数

注１　重度障害者等包括支援サービス費については、区分６（障害児にあっては、これに相当する心身の状態）に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所（指定障害福祉サービス基準第127条第２項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。）において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定する。

⑴　第２の１の注１に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者であって、四肢すべてに麻痺等があり、かつ、寝たきりの状態にある者のうち、次の㈠又は㈡のいずれかに該当するものであること。

㈠　人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

㈡　最重度の知的障害のある者

⑵　別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

２　利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、重度障害者等包括支援サービス費は、算定しない。

２　喀痰（かくたん）吸引等支援体制加算　100単位

注　指定重度障害者等包括支援事業所において、喀痰（かくたん）吸引等が必要な者に対して、登録特定行為

事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で喀痰吸引等を行った場合に限る。

３　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。４において同じ。）が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１及び２により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

４　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の

改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者包括支援を行った場合に、１及び２により算定した単位数の1000分の３に相当する単位数を加算する。ただし、３の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第10の１のイの(1)中「645単位」を「639単位」に改め、同イの(2)中「528単位」を「523単位」に改め、同イの(3)中「449単位」を「445単位」に改め、同イの(4)中「383単位」を「379単位」に改め、同イの(5)中「294単位」を「291単位」に改め、同１のロの(1)中「594単位」を「589単位」に改め、同ロの(2)中「477単位」を「473単位」に改め、同ロの(3)中「398単位」を「394単位」に改め、同ロの(4)中「332単位」を「329単位」に改め、同ロの(5)中「243単位」を「241単位」に改め、同１のハの(1)中「561単位」を「556単位」に改め、同ハの(2)中「444単位」を「440単位」に改め、同ハの(3)中「365単位」を「362単位」に改め、同ハの(4)中「299単位」を「296単位」に改め、同ハの(5)中「210単位」を「208単位」に改め、同１のニの(1)中「675単位」を「669単位」に改め、同ニの(2)中「558単位」を「553単位」に改め、同ニの(3)中「479単位」を「475単位」に改め、同ニの(4)中「413単位」を「409単位」に改め、同ニの(5)中「324単位」を「321単位」に改め、同１のホ中「142単位」を「140単位」に改め、同１の注１中「第17」を「第16」に改め、同１の注２中「第10」を「第９」に改め、同１の注５中「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同注５の(1)の㈠中「434単位」を「4

30単位」に改め、同(1)の(二)中「388単位」を「384単位」に改め、同(1)の(三)中「356単位」を「353単位」に改め、同注５の(2)の(一)中「383単位」を「379単位」に改め、同(2)の(二)中「337単位」を「334単位」に改め、同(2)の(三)中「305単位」を「302単位」に改め、同注５の(3)の(一)中「350単位」を「347単位」に改め、同(3)の(二)中「304単位」を「301単位」に改め、同(3)の(三)中「272単位」を「269単位」に改め、同１の注７中「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同１の注８中「(4)まで」を「(5)まで」に、「又は(4)」を「、(4)又は(5)」に改め、「を算定する。」の下に「ただし、(5)に該当する場合であって、かつ、(3)又は(4)に該当する場合にあっては、(3)又は(4)のそれぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。」を加え、同注８の(3)中「第10」を「第９」に改め、同注８に次のように加える。

(5)　一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上である場合

100分の95

別表第10の１の注９中「又は旧法施設支援を受けている間」を削り、同表第10の１の２の注１中「第10」を「第９」に改め、同表第10の２のイ及びロを次のように改める。

イ　夜間支援体制加算(Ⅰ)

(1)　夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この２において「夜間支援対象利用者」という。）が４人以下の場合

㈠　区分５及び区分６　314単位

㈡　区分４　164単位

㈢　区分２及び区分３　107単位

⑵　夜間支援対象利用者が５人の場合

㈠　区分５及び区分６　273単位

㈡　区分４　137単位

㈢　区分２及び区分３　98単位

⑶　夜間支援対象利用者が６人の場合

㈠　区分５及び区分６　238単位

㈡　区分４　119単位

㈢　区分２及び区分３　89単位

⑷　夜間支援対象利用者が７人の場合

㈠　区分５及び区分６　216単位

㈡　区分４　99単位

㈢　区分２及び区分３　75単位

⑸　夜間支援対象利用者が８人以上10人以下の場合

㈠　区分５及び区分６　171単位

㈡　区分４　81単位

㈢　区分２及び区分３　59単位

⑹　夜間支援対象利用者が11人以上13人以下の場合

㈠　区分５及び区分６　115単位

㈡　区分４　52単位

㈢　区分２及び区分３　37単位

⑺　夜間支援対象利用者が14人以上16人以下の場合

㈠　区分５及び区分６　100単位

㈡　区分４　37単位

㈢　区分２及び区分３　23単位

⑻　夜間支援対象利用者が17人以上20人以下の場合

㈠　区分５及び区分６　89単位

㈡　区分４　26単位

㈢　区分２及び区分３　14単位

⑼　夜間支援対象利用者が21人以上30人以下の場合（夜間支援対象利用者が同一の共同生活住

居に入居している場合に限る。）

㈠　区分５及び区分６　78単位

㈡　区分４　15単位

㈢　区分２及び区分３　５単位

ロ　夜間支援体制加算(Ⅱ)　10単位

別表第10の２のくからりまでを削り、同２の注中「利用者に対して」を「イについては、利用者に対して」に改め、同注を同２の注１とし、同注１の次に次のように加える。

２　ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、指定共同生活介護の利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援体制加算(Ⅰ)の算定対象となる利用者については、算定しない。

別表第10の３中「26単位」を「45単位」に改め、同３の注中「第９」を「第８」に改め、同表第10の４の注中「、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援」を「若しくは就労継続支援」に改め、同表第10の５の注中「第17」を「第16」に改め、同表第10の９のロの次に次のように加える。

ハ　医療連携体制加算(Ⅲ)　500単位

ニ　医療連携体制加算(Ⅳ)　100単位

別表第10の９の注２の次に次のように加える。

３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活介護事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。

４　ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

別表第10に次のように加える。

10　通勤者生活支援加算　18単位

注　指定共同生活介護の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護を行う指定共同生活介護事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、１日につき所定単位数を加算する。

11　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。12において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から10までにより算定した単位数の1000分の30に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

12　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、利用者に対し、指定共同生活介護を行った場合に、１から10までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第10を別表第９とする。

別表第11の１のイの(1)中「400単位」を「447単位」に改め、同イの(2)中「328単位」を「376単位」に改め、同イの(3)中「256単位」を「304単位」に改め、同イの(4)中「180単位」を「229単位」に改め、同イの(5)中「115単位」を「165単位」に改め、同１のロの(1)中「309単位」を「352単位」に改め、同ロの(2)中「249単位」を「293単位」に改め、同ロの(3)中「188単位」を「232単位」に改め、同ロの(4)中「138単位」を「182単位」に改め、同ロの(5)中「99単位」を「144単位」に改め、同１のハの(1)中「255単位」を「291単位」に改め、同ハの(2)中「207単位」を「244単位」に改め、同ハの(3)中「158単位」を「195単位」に改め、同ハの(4)中「121単位」を「159単位」に改め、同ハの(5)中「92単位」を「130単位」に改め、同１のニの(1)中「231単位」を「265単位」に改め、同ニの(2)中「186単位」を「220単位」に改め、同ニの(3)中「141単位」を「175単位」に改め、同ニの(4)中「109単位」を「144単位」に改め、同ニの(5)中「88単位」を「123単位」に改め、同１のニの次に次のように加える。

ホ　経過的施設入所支援サービス費　別に厚生労働大臣が定めるところにより障害児入所給付費単位数表の第１に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の32を乗じて得た単位数

別表第11の１の注１の(2)中「第12」を「第11」に、「第13」を「第12」に、「又は第14」を「、第13」に改め、「指定就労移行支援等」の下に「又は第15の１の注１に規定する指定就労継続支援Ｂ型等」を加え、同注１の(3)中「、第15の１の注１に規定する指定就労継続支援Ａ型等若しくは第16の１

の注１に規定する指定就労継続支援Ｂ型等」を「若しくは第14の１の注１に規定する指定就労継続支援Ａ型等」に改め、同１の注２を同１の注３とし、同１の注１の次に次のように加える。

２　ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

別表第11の１の注３の次に次のように加える。

４　当該指定障害者支援施設等に管理栄養士若しくは栄養士の配置がされていない場合又は配置されている管理栄養士若しくは栄養士の配置が常勤でない場合は、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を減算する。

イ　管理栄養士又は栄養士の配置がされていない場合

⑴　利用定員が40人以下　27単位

⑵　利用定員が41人以上60人以下　22単位

⑶　利用定員が61人以上80人以下　15単位

⑷　利用定員が81人以上　12単位

ロ　配置されている管理栄養士又は栄養士が常勤でない場合

⑴　利用定員が40人以下　12単位

(2)　利用定員が41人以上60人以下　10単位

(3)　利用定員が61人以上80人以下　7単位

(4)　利用定員が81人以上　6単位

別表第11の2の(1)中「38単位」を「49単位」に改め、同2の(2)中「30単位」を「41単位」に改め、同2の(3)中「25単位」を「36単位」に改め、同表第11の3の注1中「とされる者」の下に「又はこれに準ずる者」を加え、同3の注3から注6までの規定中「第9」を「第8」に改め、同表第11の6を削り、同表第11の7を次のように改め、同7を同表第11の6とする。

6　入院・外泊時加算

イ　入院・外泊時加算(Ⅰ)

(1)　利用定員が60人以下　320単位

(2)　利用定員が61人以上80人以下　272単位

(3)　利用定員が81人以上　247単位

ロ　入院・外泊時加算(Ⅱ)

(1)　利用定員が60人以下　191単位

(2)　利用定員が61人以上80人以下　162単位

(3)　利用定員が81人以上　147単位

注１　イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊（指定共同生活介護及び第16の１の注１に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この６において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、⑴から⑶までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

２　ロについては、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊を認めた場合に、施設従業者（指定障害者支援施設基準第４条又は附則第３条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者をいう。７及び８において同じ。）が、施設障害福祉サービス計画に基づき、当該利用者に対する支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、⑴から⑶までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

別表第11の８を削り、同表第11の９の注中「指定障害者支援施設基準第４条又は附則第３条の規定により指定障害者支援施設等に置くべき従業者（10において「施設従業者」という。）」を「施設従業者」に改め、同９を同表第11の７とし、同表第11の10を同表第11の８とし、同表第11の11を同表第11の９とし、同表第11の12を削り、同表第11の13の注の⑴中「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同13を同表第11の10とし、同表第11の14を同表第11の11とし、同表第11の15の注１中「おいて、医師」の下に「又は歯科医師」を、「基づき、医師」の下に「、歯科医師」を加え、「医師の指示を」を「医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注２において同じ。）を」に改め、同15の注２中「医師」の下に「又は歯科医師」を加え、同15を同表第11の12とし、同表第11の16の注中「12の栄養士配置加算が算定されている」を「栄養士が配置されている」に改め、同16を同表第11の13とし、同表第11に次のように加える。

14　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

15　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、１から13までにより算定した単位数の1000分の９に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第11を別表第10とする。

別表第12の１のイの(1)中「785単位」を「778単位」に改め、同イの(2)中「701単位」を「695単位」に改め、同イの(3)中「667単位」を「661単位」に改め、同イの(4)中「639単位」を「633単位」に改め、同イの(5)中「601単位」を「596単位」に改め、同１のロの(1)中「254単位」を「251単位」に改め、

回ロの(2)中「584単位」を「579単位」に改め、回ロの(3)中「750単位」を「744単位」に改め、回１のく中「785単位」を「778単位」に改め、回１の注４の(2)中「第12の」を削り、回１の注５中「又は旧法施設支援を受けている間」を削り、回表第12の４の２の注の(5)中「指定相談支援事業者」を「指定特定相談支援事業者」に改め、回表第12の６の注中「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、回表第12に次のように加える。

７　送迎加算　27単位

注　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設（ただし、地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この７において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅と指定自立訓練（機能訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

８　障害福祉サービスの体験利用支援加算　300単位

注　指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設

等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

⑴　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

⑵　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

9　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から８までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合にあっては、１から８までにより算定した単位数の1000分の８（指定障害者支援施設にあっては、1000分の９に相当する単位数）に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、９の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第12を別表第11とする。

別表第13の１のイの(1)中「748単位」を「742単位」に改め、同イの(2)中「668単位」を「662単位」に改め、同イの(3)中「635単位」を「629単位」に改め、同イの(4)中「609単位」を「604単位」に改め、同イの(5)中「572単位」を「567単位」に改め、同１のロの(1)中「254単位」を「251単位」に改め、同ロの(2)中「584単位」を「579単位」に改め、同１のくの(1)中「270単位」を「267単位」に改め、同くの(2)中「162単位」を「160単位」に改め、同１のニ中「748単位」を「742単位」に改め、同ニを同１のホとし、同１のくの次に次のように加える。

ニ　生活訓練サービス費(Ⅳ)

(1)　利用期間が３年間以内の場合　267単位

(2)　利用期間が３年間を超える場合　160単位

別表第13の１の注１中「（指定障害福祉サービス基準第166条第１項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）」及び「（指定障害福祉サービス基準第166条第１項第１号ロに規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）」を削り、同１の注３中「事業所において」の下に「、規則第６条の６第２号の規定により、法第５条第13項に規定する厚生労働省令で定める期間（注４において「標準利用期間」という。）が２年間とされる利用者に対し」を加え、同１の注６中「又は旧法施設支援を受けている間」を削り、同注６を同１の注７とし、同１の注５中「イからハ」を「イからニ」に、「ハについては」を「ハ及びニについては」に改め、同注５の(2)中「第13の」を削り、同注５を同１の注６とし、同１の注４中「ニ」を「ホ」に改め、同注４を同１の注５とし、同１の注３の次に次のように加える。

４　ニについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所において、規則第６条の６第２号の規定により、標準利用期間が３年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、１日につき所定単位数を算定する。

別表第13の４の２のロの次に次のように加える。

ハ　医療連携体制加算(Ⅲ)　500単位

ニ　医療連携体制加算(Ⅳ)　100単位

別表第13の４の２の注１中「又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所」を「若しくは特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所又は10の看護職員配置加算を算定されている事業所」に改め、「除く。注２」の下に「から注４まで」を加え、「（１のイに規定する生活訓練サービス費(Ⅰ)が算定されている利用者に限る。以下この注及び注２において同じ。）」を加え、同４の２の注２の次に次のように加える。

３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。

４　ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

別表第13の５の注中「生活訓練サービス費(Ⅲ)」の下に「又はニの生活訓練サービス費(Ⅳ)」を加え、同表第13の５の２の注中「、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援」を「若しくは就労継

続支援」に改め、同表第13の５の３の注中「100分の70以上」を「100分の50以上」に改め、同表第13の５の６の注中「第17」を「第16」に改め、同表第13の７の注１中「のうち、継続的に居室の提供を受ける者以外のもの」を「及び指定宿泊型自立訓練の利用者」に、「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同７の注２中「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同表第13の８の注中「第14」を「第13」に改め、同表第13に次のように加える。

９　夜間防災・緊急時支援体制加算

イ　夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ)　12単位

ロ　夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)　10単位

注１　イについては、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

10　看護職員配置加算

イ　看護職員配置加算(Ⅰ)　18単位

ロ　看護職員配置加算(Ⅱ)　13単位

注１　イについては、健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で１以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。

11　送迎加算　27単位

注　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この注におい

て同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅と指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

12　障害福祉サービスの体験利用支援加算　300単位

注　指定障害者支援施設等において指定自立訓練（生活訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

⑴　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

⑵　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

13　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当

自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から12までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

14　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、１から12までにより算定した単位数の1000分の８に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の９に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第13を別表第12とする。

別表第14の１のイの(1)中「850単位」を「833単位」に改め、同イの(2)中「759単位」を「742単位」に改め、同イの(3)中「727単位」を「711単位」に改め、同イの(4)中「683単位」を「667単位」に改め、同イの(5)中「647単位」を「631単位」に改め、同１のロの(1)中「533単位」を「518単位」に改め、同ロの(2)中「476単位」を「462単位」に改め、同ロの(3)中「446単位」を「432単位」に改め、同ロの(4)中「435単位」を「421単位」に改め、同ロの(5)中「421単位」を「407単位」に改め、同１の注５中「(3)まで」を「(5)まで」に改め、「場合」の下に「（ただし(4)又は(5)については、平成24年10月１日以降に限る。）」を加え、同１の注５に次のように加える。

(4)　過去３年間の就労定着者数が０の場合　100分の85

(5)　過去４年間の就労定着者数が０の場合　100分の70

別表第14の１の注６中「又は旧法施設支援を受けている間」を削り、同表第14の３のイ中「21単位」を「41単位」に改め、同３のロ中「48単位」を「68単位」に改め、同３のハ中「82単位」を「102単位」に改め、同３のニ中「126単位」を「146単位」に改め、同３のホ中「189単位」を「209単位」に改め、同表第14の７の注中「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同表第14の11のロの次に次のように加える。

ハ　医療連携体制加算(Ⅲ)　500単位

ニ　医療連携体制加算(Ⅳ)　100単位

別表第14の11の注２の次に次のように加える。

３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。

４　ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

別表第14の13を次のように改める。

13　移行準備支援体制加算

イ　移行準備支援体制加算(Ⅰ)　41単位

ロ　移行準備支援体制加算(Ⅱ)　100単位

注１　イについては、前年度に施設外支援を実施した利用者の数が利用定員の100分の50を超えるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、次の⑴又は⑵のいずれかを実施した場合に、施設外支援利用者の人数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

⑴　職場実習等にあっては、同一の企業及び官公庁等における１回の施設外支援が１月を

超えない期間で、当該期間中に職員が同行して支援を行った場合

⑵　求職活動等にあっては、ハローワーク、地域障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターに職員が同行して支援を行った場合

２　ロについては、指定就労移行支援事業所等において、１月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための２日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者（１のロに規定する就労移行支援サービス費(Ⅱ)が算定されている利用者を除く。）の人数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

別表第14に次のように加える。

14　送迎加算　27単位

注　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅と指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

15　障害福祉サービスの体験利用支援加算　　300単位

注　指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

⑴　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

⑵　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

16　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(I)　１から15までにより算定した単位数の1000分の27に相当

する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

17　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、１から15までにより算定した単位数の1000分の９に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、16の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第14を別表第13とする

別表第15の１のイの(1)中「590単位」を「585単位」に改め、同イの(2)中「527単位」を「522単位」に改め、同イの(3)中「494単位」を「490単位」に改め、同イの(4)中「485単位」を「481単位」に改め、同イの(5)中「470単位」を「466単位」に改め、同１のロの(1)中「539単位」を「534単位」に改め、同ロの(2)中「481単位」を「477単位」に改め、同ロの(3)中「448単位」を「444単位」に改め、同ロの(4)中「439単位」を「435単位」に改め、同ロの(5)中「424単位」を「420単位」に改め、同１の注４中「又は(2)」を「から(4)まで」に改め、「場合」の下に「（ただし、(3)又は(4)については、平成24年10

月１日以降に限る。）」を加え、同１の注４に次のように加える。

⑶　週20時間未満の利用者（⑷において「短時間利用者」という。）が現員数の100分の50以上100分の80未満の場合　100分の90

⑷　短時間利用者が現員数の100分の80以上の場合　100分の75

別表第15の１の注５中「又は旧法施設支援を受けている間」を削り、同表第15の７の注中「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同表第15の10のロの次に次のように加える。

ハ　医療連携体制加算(Ⅲ)　500単位

ニ　医療連携体制加算(Ⅳ)　100単位

別表第15の10の注２の次に次のように加える。

３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援Ａ型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。

４　ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

別表第15の12を次のように改める。

12　重度者支援体制加算

イ　重度者支援体制加算(Ⅰ)

⑴　利用定員が20人以下	56単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下	50単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	47単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	46単位
⑸　利用定員が81人以上	45単位

ロ　重度者支援体制加算(Ⅱ)

⑴　利用定員が20人以下	28単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下	25単位
⑶　利用定員が41人以上60人以下	24単位
⑷　利用定員が61人以上80人以下	23単位
⑸　利用定員が81人以上	22単位

ハ　重度者支援体制加算(Ⅲ)

⑴　利用定員が20人以下	14単位
⑵　利用定員が21人以上40人以下	13単位

⑶　利用定員が41人以上60人以下　12単位

⑷　利用定員が61人以上80人以下　12単位

⑸　利用定員が81人以上　11単位

注１　イについては、指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金１級（国民年金法（昭和34年法律第131号）に基づく障害基礎年金１級をいう。以下同じ。）を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

３　ハについては、障害者自立支援法附則第21条に規定する特定旧法指定施設（以下「特定旧法指定施設」という。）から移行した指定就労継続支援Ａ型事業所等が指定就労継続支援Ａ型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援Ａ型等の利用者の数の100分の５以上であるもの

として都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、平成27年３月31日までの間、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

４　イからハまでのいずれかの加算を算定している場合にあっては、イからハまでのその他の加算は算定しない。

別表第15に次のように加える。

13　送迎加算　27単位

注　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この13において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅と指定就労継続支援Ａ型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

14　障害福祉サービスの体験利用支援加算　300単位

注　指定障害者支援施設等において指定就労継続支援Ａ型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状

況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

⑴　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

⑵　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

15　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ａ型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ａ型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から14までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

16　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1から14までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、15の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第15を別表第14とする。

別表第16の1のイの(1)中「590単位」を「585単位」に改め、同イの(2)中「527単位」を「522単位」に改め、同イの(3)中「494単位」を「490単位」に改め、同イの(4)中「485単位」を「481単位」に改め、同イの(5)中「470単位」を「466単位」に改め、同1のロの(1)中「539単位」を「534単位」に改め、同ロの(2)中「481単位」を「477単位」に改め、同ロの(3)中「448単位」を「444単位」に改め、同ロの(4)中「439単位」を「435単位」に改め、同ロの(5)中「424単位」を「420単位」に改め、同1の注6中「又は旧法施設支援を受けている間」を削り、同表第16の4のイ中「26単位」を「49単位」に改め、同4のロ中「10単位」を「22単位」に改め、同4の注1中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、同4の注1に次のように加える。

(3)　指定就労継続支援B型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」

に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

別表第16の４の注２の(2)中「取り組む「工賃倍増５か年計画」に積極的に参加し」を「作成される「工賃向上計画」に基づき」に、「工賃引上げ計画」を「工賃向上計画」に改め、同表第16の８の注中「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同表第16の11のロの次に次のように加える。

ハ　医療連携体制加算(Ⅲ)　500単位

ニ　医療連携体制加算(Ⅳ)　100単位

別表第16の11の注２の次に次のように加える。

３　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援Ｂ型事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し、１日につき所定単位数を加算する。

４　ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

別表第16の13を次のように改める。

13　重度者支援体制加算

イ　重度者支援体制加算(I)

(1)　利用定員が20人以下　56単位

(2)　利用定員が21人以上40人以下　50単位

(3)　利用定員が41人以上60人以下　47単位

(4)　利用定員が61人以上80人以下　46単位

(5)　利用定員が81人以上　45単位

ロ　重度者支援体制加算(Ⅱ)

(1)　利用定員が20人以下　28単位

(2)　利用定員が21人以上40人以下　25単位

(3)　利用定員が41人以上60人以下　24単位

(4)　利用定員が61人以上80人以下　23単位

(5)　利用定員が81人以上　22単位

ハ　重度者支援体制加算(Ⅲ)

(1)　利用定員が20人以下　14単位

(2)　利用定員が21人以上40人以下　13単位

(3)　利用定員が41人以上60人以下　12単位

(4)　利用定員が61人以上80人以下　12単位

⑸　利用定員が81人以上　11単位

注１　イについては、指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数の100分の50以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数の100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

３　ハについては、特定旧法指定施設から移行した指定就労継続支援Ｂ型事業所等が指定就労継続支援Ｂ型等を行った日の属する年度の前年度において、障害基礎年金１級を受給する利用者の数が当該年度における指定就労継続支援Ｂ型等の利用者の数の100分の５以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た場合に、平成27年３月31日までの間、利用定員に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

４　イからハまでのいずれかの加算を算定している場合にあっては、イからハまでのその他の加算は算定しない。

別表第16の14の注中「「工賃倍増５か年計画」に基づく「工賃引上げ計画」を策定」を「各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成」に改め、同表第16に次のように加える。

15　送迎加算　27単位

注　別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の２第３項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この15において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅と指定就労継続支援Ｂ型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

16　障害福祉サービスの体験利用支援加算　300単位

注　指定障害者支援施設等において指定就労継続支援Ｂ型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の⑴又は⑵のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

⑴　体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合

⑵　障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定一般相談支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

17　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から16までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

18　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の

改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援Ｂ型事業所等又は基準該当就労継続支援Ｂ型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援Ｂ型等又は基準該当就労継続支援Ｂ型を行った場合に、１から16までにより算定した単位数の1000分の７に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の９に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、17の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第16を別表第15とする。

別表第17の１のイ中「257単位」を「254単位」に改め、同１のロ中「211単位」を「209単位」に改め、同１のハ中「181単位」を「179単位」に改め、同１のニ中「120単位」を「119単位」に改め、同１のホ中「287単位」を「284単位」に改め、同１のヘ中「142単位」を「140単位」に改め、同１の注７中「平成24年３月31日」を「平成27年３月31日」に改め、同１の注８の(3)中「第17」を「この第16」に改め、同１の注９中「又は旧法施設支援を受けている間」を削り、同表第17の１の３を次のように改める。

１の３　夜間防災・緊急時支援体制加算

イ　夜間防災・緊急時支援体制加算(I)

(1)　利用者が４人以下　25単位

⑵　利用者が５人　20単位

⑶　利用者が６人　16単位

⑷　利用者が７人　14単位

⑸　利用者が８人以上30人以下　12単位

ロ　夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ)　10単位

注１　イについては、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、共同生活住居の利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

２　ロについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保している指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を行った場合に、指定共同生活援助の利用者の数に応じ、１日につき所定単位数を加算する。

別表第17の１の４の注ロ「、就労継続支援若しくは通所による旧法施設支援」を「若しくは就労継続支援」に改め、同７のロの次に次のように加える。

ハ　医療連携体制加算(Ⅲ)　500単位

ニ　医療連携体制加算(Ⅳ)　100単位

別表第17の7の注2の次に次のように加える。

3　ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

4　ニについては、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又はロを算定している場合にあっては、算定しない。

別表第17に次のように加える。

8　通勤者生活支援加算　18単位

注　指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9　福祉・介護職員処遇改善加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　１から８までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

10　福祉・介護職員処遇改善特別加算

注　別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、１から８までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、９の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

別表第17を別表第16とする。